
デンマークの家族政策と親子関係

—— 子どもへの養育義務から考える「親」観 ——

青木 加奈子

1. 問題背景

今日、日本社会では「家族」が問いなおされている。少子高齢化や未婚化が進み、子連れでの離婚・再婚が珍しいものではなくなるなか、第二次世界大戦以降の日本社会において制度・規範の両面で家族形成の絶対的な地位を占めた「子どもが2～3人いる初婚同士の核家族」、いわゆる近代家族モデルでは、もはや現在の家族を説明できない。ひとり親世帯やステップファミリー、非婚カップルがつくる家族、同性同士のカップルがつくる家族、あるいは里親の元で暮らす子どもなど、家族のかたちは多様化している。このような「多様化する家族」においては、同居するメンバーが必ずしも生物学上の親子関係（あるいはきょうだい関係）にあるというわけではない。特に両親が離婚し、同居する親が別の大人と新しいパートナー関係を形成するとき、子どもは「同居する実親」、「別居する実親」、「同居する非血縁関係の大人」との関係のなかで生活していくことになる。

子どもの生活世界に複数の大人たちがかわるとき、「親」についていくつかの疑問が生じる。たとえば「親 (parenthood)」とは誰を指すのか。それは生物学的なものなのか、それとも親業 (parenting) を担う人なのか。あるいは「親業」は誰が担い、その責任の範囲はどの程度か。パートナーとの離別によって子どもと別居する親は「親 (parenthood)」という地位を失うのか。そうであれば「親業 (parenting)」は免除されるのか、などである。この議論においては、もはや生みの親と親業を担う人は必ずしも一致しない。したがって私たちは、家族を問い直す作業において親の多様性についても考えていく必要がある (Meyer 2013)。

しかしながら「親」をどのように捉えるかに普遍的な答えは見いだせない。なぜならばある社会における「親」とは、国家が期待する「親」のあり方を、家族政策を通して社会に反映させたものであるからである (Letablier 2006)。国家がどのような「親」を求めるかによって、「親」に付与される意味づけも実践の範囲も変わってくる。とはいえ「親」の再考が求められている日本社会において、近代家族モデルに代わる家族形態がすでに多く存在し、それに合った家族政策を採用している社会から得られるものは大きい。その代表的な社会として、デンマーク社会を取り挙げたい。

デンマークでは、後述のとおり、さまざまな家族が社会の中でその存在を認められている。一方、子どもを議論の中心に据えると、現代の日本社会が直面している「親」をめぐる課題に突き当たる。そこで本稿では、デンマークの家族政策において「親」がどのように明記されているのかを整理した上で、ある女性の事例を取り上げ、子どもに対する「親」の養育義務の実態からみえてくるデンマーク社会の親観を明らかにしていく。

2. さまざまな家族のかたち

デンマーク統計局 (Danmarks Statistik) によれば、2018年3月現在、デンマークの家族類型は以下のようになっている。

まず、男女別の「シングル」、「パートナー関係を持つ者がつくる家族 (parfamilier)」、「親と同居し

ていない18歳未満の子ども」の4つがある。「パートナー関係を持つ者がつくる家族」はさらに細かく分類され、婚姻関係にある異性同士のカップルによる「法律婚（異性）（ægtepar med forskelligt køn）」と2012年6月15日より施行された「法律婚（同性）（ægtepar med samme køn）」、カップル共通の子どもと同居しているものの婚姻関係にない「非法律婚（samlevendepar）」¹⁾、少なくとも1人以上の子どもと同居しているがカップル共通の子どもではない（例えばどちらかの連れ子）家族形態である「同棲（samboendepar）」²⁾、法律婚に準じた同性同士のカップルによる「登録パートナーシップ（registreret partnerskab）」となっている（Danmarks Statistik 2018a）。

表1 さまざまな家族のかたち（2017年）

	シングル (男性)	シングル (女性)	法律婚 (異性)	法律婚 (同性)	非法律婚	同棲	登録パート ナー シップ	親と暮ら していない 子ども	計
デンマーク 全体	25.6	28.5	33.8	0.1	4.3	7.1	0.1	0.5	100%
子どもが いる家族	4.5	19.4	57.2	0.1	14.8	3.9	0.1		100%

出典 Danmarks Statistik (2018a, 2018c)

表1上段は、2017年1月1日時点におけるデンマーク全体での家族形態別の割合を示している。もっとも割合が高いのは「法律婚（異性）」家族で33.8%、次いで「シングル（女性）」と「シングル（男性）」がそれぞれ28.5%、25.6%であり、これら3つの家族形態で全体の9割近くを占めている。これに対して、婚姻関係をともなわないパートナー関係によって形成された「非法律婚」や「同棲」、同性同士のパートナー関係に依る「法律婚（同性）」「登録パートナーシップ」の割合は非常に低い（Danmarks Statistik 2018a）。

では、子どもはどのような家族のなかで暮らしているのだろうか³⁾。子どもがいる家族の形態別割合は、表1下段のようになる。これによると、デンマーク全体と比較して、「法律婚（異性）」家族が25ポイント近く上がり、全体の57.2%を占めている。次いで実母によるひとり親家族である「シングル（女性）」が19.4%となっている。実父によるひとり親家族の「シングル（男性）」は、全体のわずか4.5%と非常に低い。一方、「非法律婚」家族の割合は全体の1割を超え（14.8%）、「法律婚（異性）」、「シングル（女性）」に次いで高い割合となっている（Danmarks Statistik 2018c）。子どもが暮らす家族のなかで「非法律婚」家族の割合が高い理由は、デンマークでは婚姻をともなう関係への規範が弱いことと、両親のパートナー形態によって子どもが不利を被ることがない社会システムになっているためである⁴⁾。

表2 子どもは誰と暮らしているか（2017年）

	実の両親 (ふたり親)	ひとり親 (母親)	実母とその パートナー	ひとり親 (父親)	実父とその パートナー	家を出ている 子ども	計
0歳	89.2	8.1	2.0	0.4	0.0	0.3	≒ 100%
10歳	69.0	18.2	7.7	3.0	1.3	1.0	≒ 100%
15歳	60.7	20.3	10.4	4.1	2.1	2.3	≒ 100%

出典 Danmarks Statistik (2018e)

子どもが暮らす状況について、もう少し詳しくみてみよう。表2は、2017年1月1日時点で0歳、10歳、15歳の子どもが誰と暮らしているかを示したものである。この表からは3つのことが読み取れる（Danmarks Statistik 2018e）。

第1に、両親がどのようなパートナー形態にあるかにかかわらず、どの年齢層の子どもも、両親と暮らしている割合が最も高い。とはいえ、子どもの年齢が上がるにつれてその割合は低下していき、0歳時点で89.2%であったものが、10歳では69.0%、15歳では60.7%と、30ポイント近く低下する。このことは、デンマークでは子どもの約4割が、15歳になるまでに両親の離死別を経験しているということの意味している。

第2に、年齢が上がるとともに両親と暮らす割合が低下する一方で、「ひとり親」または「実親とそのパートナー」と暮らす子どもの割合が高まる。10歳では全体の30.2%、15歳では全体の36.9%の子どもが、どちらか一方の親との「ひとり親」家族か、もしくはその親が新しく形成した家族のなかで暮らしている。

第3は、両親の離別後、子どもは父親よりも母親に引き取られることが多い。母親によるひとり親家族は、子どもが0歳では8.1%であるが、10歳では18.2%、15歳では20.3%と年齢が上がるとともにその割合も上昇する。「実母とそのパートナー」も合わせると母親と同居する子どもは、0歳では全体の1割程度（10.1%）だったものが、10歳で25.9%、15歳では30.7%となる。父親と暮らす子どもの割合も年齢の上昇とともに高まるが、母親との同居はそれを顕著に上回る。

3. 家族形成をめぐる2つの考え方

ここまでみてきたように、子連れでのパートナー関係の解消と、その後続く新たなパートナー関係の形成は少なくはなく、また、パートナー関係が異性カップルに限定されていない。つまりデンマークは「異性カップルを前提とした子どもがいる初婚核家族」に代表される近代的家族モデル規範が非常に弱い社会であることが確認できた。

このような社会を反映して、デンマークには、家族形成に関する2つの考え方がある。

ひとつは、「ライフスタイルの中立性」の原則である（Knudsen 2003, 善積 2003）。「どのような生き方をするか、子どもを持つかどうか、誰とどのような形で情緒的な関係を持つかを決めるのは個人であって、社会や他人が強要するものではない」（青木 2012: 37）ということである。このような考え方に基づき家族政策や法整備が進み、1989年には世界でいち早く、同性カップルにも異性カップルの婚姻に近似した法的権利を与えた「登録パートナーシップ法」が施行され、2012年には同性カップルにも異性カップルの法律婚と同じ権利が認められた（二宮 2015: 127）。

もうひとつの考え方は、出生行動に関するものである。デンマークは、国民の労働と高い納税とを引き替えに、質の高い福祉サービス提供する社会システムを採用している。家族のなかに世話を必要とするメンバーがいても、性別を問わず働くことが求められる。その代わりに、女性が家庭内で担ってきたケア役割を国家が引き受ける。その結果デンマークでは、女性の労働力率は7割を超えており、しかもその多くが、週当たりの法定労働時間37時間を基準としたフルタイム労働である（Danmarks Statistik 2018f）⁵⁾。

このように、デンマークの女性は仕事を持ち自身で収入を得ており、生活をパートナーに依存する必要がない。また経口避妊薬（ピル）による避妊が広く普及しているため、子どもを設けたり家族をつくったりすることは、人々の任意によるものとされる。こうした状況をふまえて、デンマークの人口学者 Knudsen は「家族をつくること、子づくりに着手すること、出産のタイミングおよびその間隔、

そして生涯に持つ子どもの数といった再生産行動は女性やカップルによって入念に考えぬかれた決定による」(Knudsen 2003: 140, Knudsen & Valle 2006: 163) と述べる。このように入念に考えぬかれて出された決定だからこそ、親は子どもに対して重い責任を果たさなければならないとされる。

4. デンマークの家族政策における「親」

通常、家族間に扶養義務が発生する方向は、大きく3つのパターンが想定できる。ひとつ目は、性別役割分業にある婚姻カップルにおいて、稼ぎ手役割の夫(妻)から専業主婦(主夫)へ、二つ目は親から未成人子へ、そして三つ目は成人子から高齢の親へである。デンマークの場合、性別を問わず仕事を持ち働くことがライフコースに組み込まれているため、専業主婦(主夫)はほとんどいない。よってカップル間で扶養義務が発生することは極めて稀である。また、「社会支援法」には高齢の親の扶養は国家責任とすることが明記されており、子どもがその義務を負うことはない。しかしながら未成人子に対する親の扶養義務は大きく残されている(Koch-Nielsen 1996, 大塚 2001)。

「親の責任に関する法律(Forældreansvarslov)」によれば、「親」とは親権を持つ者とされている(Social- og Indenrigsministeriet 2015a)。デンマークでは2002年に、未婚の父親にも子どもの誕生と同時に自動的に共同親権が与えられることになり、さらにパートナー関係の解消後も共同親権が継続することとなった(Social- og Indenrigsministeriet 2016)⁶⁾。これにより、婚姻関係にあるかどうかにかかわらず、原則として両親は子どもの誕生と同時に共同で親権を持つ。「親の責任に関する法律」に明記されているわけではないが、親権者は事実上、生物学上の親である。

親権者となれば、子どもへ養育の義務を負うことになる。その具体的な内容は、まず子どもの世話全般が挙げられる。子どもに食事を与えたり住む場所を確保したりすることはもちろんのこと、子どもが病気になれば看病をする、子どもが身体的・精神的苦痛を感じたときにそれを取り除き保護する等である。子どもの世話以外にも、子どもをしつける、子どもに教育を受けさせる、宗教教育を行う、子どもの医療行為に際して決定を下す、法定代理人となることが義務とされている。さらに子どもと別居している場合は、子どもとの面会も親権者の義務となっている(Social- og Indenrigsministeriet 2015a)。これらすべては「子どもの最善を目指すこと」が根底にあり、親権者は、単に子どもに関することに決定を下せばいいということではなく、子どもを保護しケアすることが義務であることが強調されている(Social- og Indenrigsministeriet 2015a)。

ところで、分娩主義を原則とするため、子どもの誕生とともに母親は確定する。これに対し、父親の確定はときとして難しいケースがある。「子ども法(Bekendtgørelse af børneloven)」には、さまざまな場面を想定して父親確定の条件を示しているが、それでも確定できない場合、DNA鑑定を行って父親を確定させることが明記されている(Social- og Indenrigsministeriet 2015b)。国家機関のひとつである政府事務局(Statsforvaltningen)には、その手順が示されている。

子どもが誕生すると、両親は「養育と責任にかんする申告書(Omsorgs- og ansvarserklæring)」に署名することが求められる。これによって子どもの親≡親権者が確定する⁷⁾。シングルのまま子どもを出産した場合、女性は1ヶ月以内に父親の可能性のある男性の氏名を居住する自治体へ申告しなければならない。このとき女性が申告を拒否すると、自治体と女性の間で面談が行われる。それでも女性が拒否すると、裁判所の判断に委ねられる。一方、父親の可能性のある人物として名前が挙がった男性は、DNA鑑定が求められる。拒否すると、自治体の判断でDNA鑑定をするかどうかが決められる。仮に父親の可能性のある人物を特定できない場合には、女性および可能性を疑われるすべての男性は裁判所へ出廷し、性関係を証言しなくてはならない。出廷を拒否すると警察に拘束され、裁判所から

DNA 鑑定の実施が命じられることになる (Statsforvaltningen 2016a)。

非常にプライベートな内容を含むにもかかわらず、なぜ国家の介入をしてまで父親を確定させる必要があるのだろうか。政府事務局によれば、生物学上の父親には次の6つを含むと説明されている (Statsforvaltningen 2016a: Faderskab section, para. 2)。

- (i) 父親が子どもの養育を金銭面で支える義務を有する。
- (ii) 父親が子どもに面会することができる。
- (iii) 父親が親権を共有することができる。
- (iv) 子どもが父親の名字を名乗ることができる。
- (v) 子どもと父親には互いに相続する権利がある。
- (vi) (筆者注：父親の国籍がデンマークではない場合等) 必要な条件が満たされれば、子どもは父親と同じ国籍を持つことができる。

つまり父親確定には、同居しているか別居しているかにかかわらず、子どもの生活を金銭面で支えることと、子どもが自分のルーツを知ることができるようにすることの2つの側面がある。注目したいのは、父親が主語となっている (i) ~ (iii) のうち、(ii) 子どもとの面会と (iii) 親権を持つことは、父親にも選択の余地が残されているのに対し、(i) 金銭面での支援は、するかどうかの選択肢はなく、父親は義務としてそうしなければならないとされている。

5. 見つけられる「父」の事例から

ひとつの事例を紹介したい。これは筆者が、2011年度から2012年度にかけて、デンマークの首都コペンハーゲンおよび近郊の町で、未就学の子どもを持つ親19名に親業と親役割について聞き取り調査を行ったなかのひとつの事例である⁸⁾。

調査当時、調査対象者X(以下「X」とする)は、コペンハーゲン市内のアパートに、2歳の長男と暮らす40代前半のシングルマザーであった。30代後半になり、出産年齢を考えると次に付き合う相手とは家族を持とうと考えていたXは、のちに子どもの父親となるYと交際を開始した。しかしYは子どもを望んでいなかった。それでも子どもが欲しかったXはピルの服用を止めた。その後しばらくYと交際を続けたが、関係は進展せず、XはYとの関係を終わりにした。ところがしばらくして妊娠したことに気づき、すぐにYに連絡を取ったが、子どもを望まないYからは中絶をせまられた。結局Yとの話は平行線のまま、連絡を取らなくなった。どうしても家族を作りたいXは、一人で子どもを産む決心をした。

一人で育てるつもりで長男を出産したXであるが、父母を届け出するための「養育と責任にかんする申告書」を前にして、父親欄が空欄となっていることに「Fairじゃない」(X)と感じたXは、再びYに連絡して父親欄に名前を書いて欲しいと頼んだ。しかしYは拒絶したため、公的機関に相談したところDNA鑑定を行うことになった。Yは自分の子どもではないと主張を続けたが、鑑定の結果、子どもの実父であることが明らかになった。父親であることが確定したことで、Yは長男の養育費を支払っている。実はYには、Xと交際する以前に交際していた2人の女性との間に、それぞれ1人ずつ子どもを設けており養育費を支払っていた。Xはこのことにも触れながら、Yが長男に対して養育費を支払うことを「父親ですから、彼はそうしなければなりません」(X)と語った。

Xの事例を通して何がいえるだろうか。まず第1に、長男を妊娠したことは、デート相手としての

関係が終わったあとの予想外の出来事であり、Yにとっては寝耳に水だったことが推測される。また、Xの妊娠を聞いてYは子どもを望まないと言明しているにもかかわらず、Xは出産した。Xの妊娠から出産の過程は、女性やカップルによって「入念に考え抜いて出された決定」としての出生行動ではなかったことになる。

さらに長男の出産は、関係解消後にXの独断で行われたものであるが、DNA鑑定の結果Yが長男の生物学上の父親であると確定すると、Yには子どもへの養育費を支払う義務が発生している。これは次のことを意味する。過去に性交渉を持った女性が、相手の男性に知らせずに妊娠・出産し子どもが誕生していた場合であっても、その男性は父親として「見つけられる」。彼が拒絶しても公的機関の介入を受け、父親であることからもはや逃れることができない。これが第2の指摘である。

既述のとおり、デンマークでは生物学上の父親であることのうち、子どもと面会するかどうか、あるいは子どもの母親と親権を共有するかどうかは、特に子どもと同居しない場合は、「子どもの最善」が優先される限りにおいて、父親も決めることができる。しかしながら子どもへの金銭面での支援は義務とされており強制力を持つ。Yは、Xと交際しているときから、子どもが欲しいというXの申し出を受け入れてこなかったし、その意思は長男が誕生してからも変わることはなかった。それでも生物学上の父親であるという事実によって、子どもとの面会や親権の共有は拒んでも、子どもへの経済的な養育義務が発生した。つまり子どもへの金銭面での支援は、生物学上の親としての最も重い義務とすることができる。これを3点目として挙げたい。

6. おわりに

ここまでみてきたように、デンマークでは、生物学上の親は子どもに対して重い義務を負っている。そこには、特に未婚の親（特に父親）にとって、子どもに対する責任を強化する狙いがあるといえよう。

デンマークは、生まれてくる子どもの約半数が婚外子であること、婚姻のみが家族をつくる強力なパートナー関係ではないこと、さらに、パートナー関係の流動化が進み子どもと同居する大人が頻繁に変わることが珍しくない社会である。このような社会において、子どもの養育に対して誰が最終的な責任者であるのかを明確にすることは、子ども自身が自分のルーツを知ることを可能にするだけでなく、子どもの生活を保障することになる。もちろんこれは、子どもと血縁関係にない大人は親役割を担わなくても良いということではない。日頃子どもと生活を共にする大人が、子どもの養育にまったくかわりを持たないということは難しく、むしろ多くの大人たちは少なからず親業の一部を担っているだろう。要するに、子どもの養育に対する最終的な責任の所在をどこに置くか、それがデンマーク社会では、生物学上の親ということなのである。

ときに公的機関が介入してまでも、誰が子どもの実親であるかが突き止められる。したがって、子どもの生物学上の親は、親としての責任から逃れることはできない。男性の場合、Yのように何も知らされないまま子どもが誕生し、突然「父親」を求められることもある。そのような場合でも生物学上の親子関係が確定したら、最低限の責任として子どもを金銭的に支援しなければならない。これは永田がいう「性行為責任としての再生産責任」(永田 2000: 84-85)といえる。つまり性行為の背後には、つねに親になる可能性を含んでおり、ひとたび子どもが誕生すると、それが自分の望むものであるかどうかにかかわらず、一人の人生をスタートさせた者として重い責任を負わねばならないということである。

最後に課題を挙げる。本稿は、異性愛カップルを軸に論を進めた。しかしながらデンマークでは、同

性同士のカップルの権利保障が進み、数としては依然少ないものの、同性同士のカップルがつくる家族が一定数存在しているという事実は、デンマークの家族を語るときにもはや無視できない。同性同士のカップルがつくる家族の親子関係が、家族政策面および当事者の意識として、異性カップルがつくる家族のそれと類似しているのか異なるのか、これは今後の課題とする。

[付記] 本研究は、日本家政学会家族関係学部会 30 周年記念助成事業「デンマークの家族政策と親子関係 ―親の子どもへの『養育責任』から考える『親観』『子ども観』―」の研究成果の一部です。研究の遂行にあたっては、奈良女子大学若手女性研究者支援経費（平成 23 年度～平成 24 年度）の研究助成も受けました。また、デンマーク語資料の日本語訳では、デンマーク公認通訳ガイドの大東万須美氏と大阪大学の大辺理恵氏の助言を受けました。この場をお借りして、心よりお礼申し上げます。

注

- 1) デンマーク統計局の“Statistikdokumentation for Husstande, familier og børn 2017”によれば、正しくは「同一住所に住む者で、同居する子どものうち少なくとも 1 人はカップル共通の子どもであること。または、同別居にかかわらず、1990 年 1 月 1 日以降に生まれた共通の子どもがいるカップル」(Danmarks Statistik 2018b: 3) と定義されている。
- 2) 脚注 1 と同じく“Statistikdokumentation for Husstande, familier og børn 2017”によれば、「婚姻関係または親子関係にない年齢差 15 歳未満の男女で、調査時点で少なくとも 1 人の子どもと同居しているがカップル共通の子どもではないこと。同一住所に住んでいる者同士がこの条件に当てはまらない場合は、2 つの独立した家族として扱われる」(Danmarks Statistik 2018b: 3) と定義されている。これにしたがえば、同居する子どもがいない未婚のカップル同士と一緒に住んでいる場合は、2 つの「シングル」家族として扱われることになる。日本では、未婚カップルの同居を「同棲」と呼ぶが、デンマークのそれとは意味合いが異なることに注意が必要である。
- 3) デンマーク統計局の定義では、統計上に反映される「子ども」とは、未婚かつ自身の子どもを持っていない 18 歳未満の者、または、未婚かつ自身の子どもを持っておらず、かつ親と同居している 25 歳未満の者である (Danmarks Statistik 2018b: 4)。
- 4) 新生児 1,000 人あたりの婚外子は 1980 年代後半以降 450 人前後で推移していたが、2010 年以降は 500 人を超え、2017 年には 542 人であった (Danmarks Statistik 2018d)。子どもに対するカップル双方の権利を同等に確保するために、第 1 子誕生後に法律婚へ移行し、第 2 子以降は法律婚の状態で生まれてくるパターンは多いことから、第 1 子に限ると、婚外子数はさらに多くなると言われている (Christoffersen 2004: 52)
- 5) 15-64 歳の女性就業者全体で見れば、2017 年は、雇用契約がフルタイム労働とパートタイム労働である割合は、それぞれ 65.1%、34.8% であるが、25-54 歳に限定すれば、前者が 74%、後者が 26% となる (Danmarks Statistik 2018f)。
- 6) これに先立ち 1986 年には、婚姻関係の解消後も、あるいは未婚であっても、父親は共同親権を持つことが可能となった。いずれも「子ども法 (Bekendtgørelse af børneloven)」に明記されている (Social- og Indenrigsministeriet 2016)。
- 7) 子どもを認知しても親権を持たない場合があるため、必ずしも「=」とはならない。
- 8) X を含む調査対象者への調査手続きとして、事前に調査目的、質問項目、調査中および調査後の協力拒否が可能であること、聞き取ったデータの取扱いについて説明を行った。聞き取り調査開始前にも再度、口頭と文書で説明をし、調査の同意を得てから調査を開始した。日付と署名済の同意書を得ている。対象者の了解を得て、聞き取り調査内容は録音し後日文字データに起こした。使用言語は英語である。

引用文献・資料

- 青木加奈子, 2012, 「デンマーク社会における子どもを持つ理由とその意味づけ」『社会学論集』奈良女子大学社会学研究会: 37-53.
- Christoffersen, M. N., 2004, *Families Udvikling i Det 20. Århundrede – Demografiske Strukturer og Processer –* København: Socialforskningsinstituttet 04: 07.
- Knudsen, L.B. 2003 “Considerations on the Role of Family Policy in Societies Like the Nordic Countries”, *Journal of Population and Social Security (Population)*, Supplement to Volume 1: 140-68.
- Knudsen, L. B. & A. Valle, 2006 “Teenage Reproductive Behavior in Denmark and Norway: Lessons from the Nordic Welfare State”, Nativel, C. & A. Daguere (eds.), *When Children Become Parents: Welfare State Responses to Teenage Pregnancy*, Bristol: Policy Press: 161-81.
- Koch-Nielsen, I., 1996, *Family Obligations in Denmark*, Copenhagen: The Danish National Institute of Social Research, 96 (3).
- Letablier, M.-T. 2006 “The politics of parenting – The meaning of children, the meaning of work” in Ellingsæter, A. L., Jensen, A.-M. & Lie Merete (eds.) *The Social Meaning of Children and Fertility Change in Europe* New York: Routledge: 12-30.
- Meyer, D. David, 2013, “Family Diversity and the Rights of Parenthood”, McClain & Cere Daniel (eds.), *What is parenthood?*, New York and London: New York University Press: 124-43.
- 永田えり子, 2000, 「母親になるということ」(藤崎宏子編『親と子 交錯するライフコース』) 京都: ミネルヴァ書房: 83-106.
- 二宮周平, 2015, 「家族法 – 同性婚への道のりと課題」(三成美保編著『同性愛をめぐる歴史と法 – 尊厳としてのセクシュアリティ』) 明石書店: 122-47.
- 大塚陽子, 2001, 「保育制度と親休暇制度の関係にみるデンマークの個人単位制とジェンダー的平等」『ジェンダー平等』, 東海ジェンダー研究所 4: 30-43.
- 善積京子, 2003, 「スウェーデンにおける婚外子と父」(比較家族史学会監修 孝本貢・丸山茂・山内健治編『父—家族概念の再検討に向けて』) 早稲田大学出版部: 158-82.
- Dnamarks Statistik, 2018a, “Befolkning og Valg: Familier” *Statistikbanken*, København: Danmarks Statistik (Retrieved March 5, 2018, <http://www.statistikbanken.dk/fam44N>).
- Dnamarks Statistik, 2018b, *Statistikdokumentation for Husstande, familier og børn 2017*, København: Danmarks Statistik (Retrieved March 4, 2018, <https://www.dst.dk/da/Statistik/dokumentation/statistikdokumentation/husstande-familier-og-boern/indhold#>).
- Damarks Statistik, 2018c, “Befolkning og Valg: Børnefamilier”, *Statistikbanken*, København: Danmarks Statistik (Retrieved March 5, 2018, <http://www.statistikbanken.dk/FAM44B>).
- Dnamarks Statistik, 2018d, “Nøgletal om Befolkningen”, *Statistikbanken*, København: Danmarks Statistik (Retrieved March 5, 2018, <http://www.statistikbanken.dk/hisb3>).
- Dnamarks Statistik, 2018e, “Befolkningen og Valg: Børn”, *Statistikbanken*, København: Danmarks Statistik (Retrieved March 5, 2018, <http://www.statistikbanken.dk/fam111n>).
- Dnamarks Statistik, 2018f, “Arbejde, indkomst og formue”, *Statistikbanken*, København: Danmarks Statistik (Retrieved April 10, 2018, <http://www.statistikbanken.dk/AKU600>).
- Social- og Indenrigsministeriet, 2015a, *Forældreansvarsloven*, København: Social- og Indenrigsministeriet, (Retrieved March 5, 2018, <https://www.retsinformation.dk/Forms/r0710.aspx?id=173278>).
- Social- og Indenrigsministeriet, 2015b, *Børneloven*, København: Social- og Indenrigsministeriet, (Retrieved March 5, 2018, <https://www.retsinformation.dk/Forms/R0710.aspx?id=173272>).
- Social- og Indenrigsministeriet, 2016, *Forældreskab i børneloven En analyse af hvem der er barnets forældre*, Elektronisk Publikation, KøbenhavnK (Retrieved February 20, 2018, <http://socialministeriet.dk/media/18064/analyse-om-foraeldreskab-i-boerneloven.pdf>).

Statsforvaltningen, 2016a, *Paternity*, København: Statsforvaltningen, (Retrieved March 5, 2018, <http://www.statsforvaltningen.dk/site.aspx?p=6390>).

Statsforvaltningen, 2016b, *Faderskab*, København: Statsforvaltningen, (Retrieved March 5, 2018, <http://www.statsforvaltningen.dk/site.aspx?p=4617>).

